

保護者 様

沼津市立沼津高等学校長

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

このことについて、新型コロナウイルス感染症が、5月8日付けで感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上、5類感染症に位置づけられました。

ついては、5月8日以降の対応を下記のとおりとします。なお、本通知に記載のない事項については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（文部科学省2023.5.8～）」（以下「マニュアル」https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf QRコード参照）を参考に対応をお願いします。

記

1 基本的な感染症対策の実施について ***変更**

「マニュアル（文部科学省2023.5.8～）」に基づく対応とします。



2 感染症対策の基本的な考え方について ***変更**

感染状況が落ち着いている平時においては、特段の感染症対策を行いません。

3 平時から求められる感染症対策について

(1) 生徒等の健康観察 ***変更**

- ア 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をせずに自宅で休養してください。
- イ 原則として、毎日の体温チェックは必要ありませんが、体調管理に留意して下さい。

(2) マスクの取扱い

- ア 生徒及び教職員に、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- イ 混雑した公共交通機関の利用時や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合等では、マスク着用を推奨することがあります。
- ウ 生徒の間にマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導していきます。

(3) 食事をとる場面に関すること

生徒等全員に食事の前後の手洗いを指導するとともに、会食にあたっては飛沫を飛ばさない、などの行動に配慮することとします。

4 感染流行時における感染症対策について

(1) マスクの取扱い

教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すことも考えられますが、マスクの着用を強いることのないよう留意いたします。

(2) 身体的距離の確保

生徒等の間隔を可能な範囲でとることが考えられますが、その際、生徒等の間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応致します。

(3) 学習活動について

「マニュアル（P7～）」の第3章3を踏まえ、一時的に、感染予防対策を講じることがあります。

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える
- ・生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する、など

(4) 食事をとる場面に関すること

一時的に、上記(3)で述べた対策を講じることがあります。

(5) 部活動について

一時的に、上記(3)で述べた対策を講じることがあります。活動時間や休養日については、部活動ガイドライン等に準じて実施します。

5 学校関係者の感染の対応等に関すること

(1) 生徒の感染が判明した場合について

ア 措置：出席停止（学校保健安全法第19条）

※新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置を講じることがあります。

イ 出席停止期間 ***変更**

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準。

ウ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。

エ 学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学校医等と相談の上、臨時休業を検討することがあります。

(2) 濃厚接触者の取扱い ***変更**

令和5年5月8日以降は、原則として濃厚接触者としての特定は行わないこととします。

- ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒等
- ・学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止の対象とはいたしません。

(3) 感染状況により登校について不安がある場合は学校に御相談下さい。

6 生徒のワクチン接種に伴う出欠等の取扱いについて

(1) ワクチン接種を受ける場合

ワクチンの接種を受ける期日や場所を任意に選択することが困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等について、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」に該当すると判断する場合には、「出席停止」といたします。

(2) 副反応が出た場合等

副反応であるかに関わらず、接種後、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる場合であっても、施行規則の改正に伴い、出席停止とはならず「欠席」として扱います。

7 その他 不明な点は学校までお問い合わせください。

担 当 副校長 渡辺

電 話 055-921-0805